

日本循環器学会九州支部心肺蘇生法普及委員会 規約

第1条 名称

(ア) 本委員会を「九州支部心肺蘇生法普及委員会」（以下、委員会と記述）と称する。

第2条 目的

- (ア) 日本循環器学会九州支部における心肺蘇生法普及活動を円滑に行うこと。
- (イ) 支部会員が国際標準の一次救命処置（BLS）および二次救命処置（ACLS）を習得し、地域での循環器救急医療におけるチームリーダーとなること。
- (ウ) 地域での救命率を向上させるため、一般の医師、コメディカル、市民に対する心肺蘇生法教育トレーニングを展開すること。
- (エ) 他支部や他学会、他蘇生関連団体との連携を密にし、九州地区としてよりよい心肺蘇生法講習が提供できるよう寄与すること。

第3条 協議事項

- (ア) 本委員会で協議する事項は以下のとおりである。
 - ① 心肺蘇生法講習会の企画・立案。
 - ② 心肺蘇生法講習会の開催報告。
 - ③ 講習会で使用する物品の管理。
 - ④ 次年度予算の検討・立案。
 - ⑤ インストラクターの養成。
 - ⑥ その他
- (イ) 検討した事項は必要に応じて九州支部幹事会または評議員会へ報告し承認を得る。

第4条 委員の構成

- (ア) 委員会は、日本循環器学会九州支部会員で構成する。
- (イ) 委員の任期は2年とするが再選を妨げない。
- (ウ) 委員会には委員長をおき、委員長は互選により選出する。
- (エ) 委員長は委員会を代表し、委員会の進行を務める。
- (オ) 必要に応じて非会員のオブザーバーを招聘する。

第5条 会議運営

- (ア) 本委員会は委員の過半数の出席をもって成立する。
- (イ) 本委員会は原則として九州支部地方会の日程に合わせて年に1回開催する。
- (ウ) 必要に応じて臨時委員会を開催することができる。
- (エ) 委員のメーリングリストを作成し、必要事項を検討することができる。

平成20年9月作成

平成24年6月改訂